

学校法人聖徳学園
岐阜聖徳学園大学短期大学部
機関別評価結果

令和6年3月8日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

岐阜聖徳学園大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 聖徳学園
理事長	杉山 元彦
学 長	観山 正見
A L O	内藤 譲
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	岐阜県岐阜市中鶉一丁目 38 番地

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育学科第一部		100
幼児教育学科第三部		50
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

岐阜聖徳学園大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年7月13日付で岐阜聖徳学園大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

岐阜聖徳学園大学短期大学部は、仏教精神とりわけ大乘仏教の精神を建学の精神とし、ウェブサイトや宗教部発行の刊行物などで学内外に表明している。

地域・社会貢献として、全学的組織である地域・社会連携センターを設置し、広く市民に向けて公開講座を開講するとともに、様々な生涯学習事業や正課授業の開放等を実施している。岐阜市と連携協定を締結し、学内に地域子育て支援センター「くれまちす」を設置している。

建学の精神及び教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に、6つの項目（基礎教養、保育の理解、保育の技能、保育の実践、自己形成、態度）を学習成果として掲げ、各授業科目との関連をシラバスに明記している。三つの方針は関連付けて一体的に策定されており、履修要覧、大学案内、ウェブサイトに掲載されている。

内部質保証について、「短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会を構成し、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトにて定期的に公表している。自己点検・評価の結果については、教学マネジメント会議を中心に検証を行い、教授会等を通じ各委員会や関係部署に共有し、改革・改善に活用している。

学科の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神及び教育目的・目標に基づき明確に示され、教務委員会や教授会等において定期的に点検を行っている。教育課程編成・実施の方針は、社会に貢献できる保育者の育成を目的として明確に定めており、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。教養教育としては、より質の高い保育者の養成や社会人力の涵養のために、幅広く深い教養を培うことができるよう科目編成を行っている。

入学者受入れの方針については、建学の精神、人材育成の目的及び学力の三要素に対応しており、入学者選抜要項等に掲載している。

学習支援では、総合型・学校推薦型選抜による入学予定者を対象とした「入学前準備講座」をはじめとして、組織的な支援を行っている。学生の生活支援には学生委員会を設け、

担当事務局が生活全般に関する支援を行っている。学生の就職支援について、卒業年次生に対し面談を実施し、進路の希望状況を教職員で共有している。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、専任教員の職位は審査教授会において適切に審査を行っている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、研究成果の発表の機会や研究助成規程等、研究支援の環境も整備されている。事務組織は規程に基づき整備され、責任体制が明確である。FD・SD活動は規程に基づき定期的に実施されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、障がい者に配慮した環境を整備している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための教室等を設け、機器・備品を整備している。

施設設備は、諸規程を定め適切に維持管理している。コンピュータ室におけるマルチメディア機器や、情報関連機器、備品等は計画的に整備されている。教員は、学習管理・支援システムを活用し、オンデマンド授業やウェブ会議システムによる双方向授業などを組み合わせた効果的な授業を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の運営全般においてリーダーシップを発揮している。学長は「教員組織規程」に基づいて校務をつかさどり、所属教職員を統督し、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は、寄附行為に基づき学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、理事会及び評議員会に出席して積極的に意見を述べ、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び学校法人の情報をウェブサイトで公表・公開している。

なお、将来構想として策定した中期的な基本方針である「聖徳学園グランドデザイン60th」の事業計画が承認され、短期大学は岐阜聖徳学園大学教育学部学校教育課程へ発展的改組することになっている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神に基づき、地域・社会に向けて多種多様な公開講座、生涯学習事業を実施している。特に地域子育て支援センター「くれまちす」は、岐阜市と協定を締結し、地域貢献や学生の能力向上を促す試みを行っている。また、同センター内に「クレマチス人形劇場」を常設し、全国出張公演するなど、ユニークな取組みをしている。

[テーマ B 教育の効果]

- 各科目において、「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げる6つの項目（基礎教養、保育の理解、保育の技能、保育の実践、自己形成、態度）のうち2つずつを「期待される学修成果」と定めてシラバスに明記しており、教育課程の全科目に学習成果が反映されている。また、シラバスに卒業認定・学位授与の方針と関連付けた成績評価基準を併せて明示することで、学習成果の獲得を評価・判定する仕組みにもなっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 令和2年度に承認された「聖徳学園グランドデザイン 60th」（大学学部新設・短期大学部発展的改組を含む）の事業計画が、令和4年3月開催の理事会で、その方向性が承認された。また、令和5年2月開催の理事会において、将来構想事業計画「岐阜聖徳学園大学学部新設・学部改組構想」が承認されるなど、理事長のリーダーシップの下で大学改革が着実に前進している。

（2）向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 幼児教育学科第一部・幼児教育学科第三部における卒業延期者や、資格未取得者に対し、手厚い学習支援、就職支援の充実を図り、成果に結びつけることが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部

門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、中期計画に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

仏教精神とりわけ大乘仏教の精神を建学の精神とし、教育理念・理想を明確に示し、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。建学の精神は、ウェブサイト等で学内外に表明され、必修科目「宗教学」等において学生の理解を深めている。さらに、教授会、全学宗教委員会において定期的に確認されている。

全学的組織である地域・社会連携センターを設置し、広く市民に向けて公開講座を実施するほか、多様な生涯学習事業、正課授業の開放等を行っている。岐阜市と連携協定を締結し、学内に地域子育て支援センター「くれまちす」を設置している。また、県内の3校と高大連携協定を締結し、専任教員が講座を実施している。さらに、教職員及び学生によるボランティア活動で地域貢献を行っている。

建学の精神に基づき短期大学及び学科の教育目的を定め、ウェブサイトで表明している。また、学生への周知については、履修要覧への掲載のほか、入学時に実施する「フレッシュマンキャンプ」において、短期大学部長からの説明機会を設け認識を深めている。また、幼稚園教諭・保育士養成課程上の学外実習先との実習等連絡協議会を実施し、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

三つの方針は関連付けて一体的に策定されており、履修要覧、大学案内、ウェブサイトにも明記されている。各授業科目には、卒業認定・学位授与の方針に掲げる6つの項目（基礎教養、保育の理解、保育の技能、保育の実践、自己形成、態度）のうち2つずつを「期待される学修成果」と定め、シラバスに明記し、「カリキュラムマップ」に卒業認定・学位授与の方針と各科目との関連付けを示している。

「短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会を構成し、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトにて定期的に公表している。自己点検・評価の結果については、教学マネジメント会議を中心に検証を行い、教授会等を通じ各委員会や関係部署に共有し改革・改善に活用するなど、内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針については、教務委員会や教授会等において定期的に点検を行っている。点検においては、「学修成果アンケート」や「授業評価アンケート」の

結果、単位取得状況、通算 GPA 等から検証される学生の学習成果等も参照している。

教育課程編成・実施の方針については、社会に貢献できる保育者の育成を目的とし、建学の精神に基づき明確に定めており、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成されており、幼児教育学科第三部では勤労と学習の両立に配慮した編成となっている。

教養教育についてはより質の高い保育者の養成や社会人力の涵養のために、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう教育課程を編成している。また、少人数によるゼミ形式である必修科目「保育内容演習Ⅰ」、「保育内容演習Ⅱ」を開講するなど、職業や日常生活に必要な能力を育成するよう教育課程を編成し、職業教育を実施している。学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修要覧に明記して運用しているが、CAP 制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

入学者受入れの方針については、建学の精神、人材育成の目的及び学力の三要素に対応し、短期大学全体、幼児教育学科第一部、幼児教育学科第三部について設定し、入学者選抜要項等に掲載している。入学者選抜は、入学者受入れの方針に基づき選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。

学習成果は、短期大学が養成を目指す保育者が備えるべき資質や能力として、卒業認定・学位授与の方針に定め、シラバスの中の「期待される学修成果」に各授業科目との対応関係が明確に示されている。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得状況、免許・資格課程取得状況等の量的・質的データを用いた測定から総合的に把握する仕組みを持っている。

学生の卒業後評価への取組みについては、実習等連絡協議会、聖徳会役員会、総会等において卒業生の勤務状況等を含んだ情報を聴取している。

教員は学習成果の獲得に向けて、シラバスの内容に基づき適正に授業を実施し、「成績評価方法」及び「評価基準等」に従って成績評価を行っている。また、「入学前準備講座」や、基礎的な学習能力やコミュニケーション能力の養成を目的とした1年次の「基礎セミナー」等、入学者、在学生に対し、組織的な学習支援を行っている。学生の指導助言を行う体制として、指導担任制をとっている。

学生生活全般に関する支援では、学内のキャンパスごとに担当課を設け、短期大学では岐阜学生課が奨学金に関する窓口、クラブ活動、キャンパス環境に関する整備等を行っている。学生代表と教職員により構成される「全学協議会」を毎年開催し、学生代表より意見や要望を聴き協議する場を設けるほか、全学生に対して「学生の意識及び生活の実態に関する調査」及び「学生食堂に関するアンケート」が実施され、学生の生活支援が組織的に行われている。

進路支援では、ゼミ担当者及び岐阜就職課が卒業年次生に対し面談を実施し、進路の希望状況を教職員で共有している。また、就職活動のための支援として「就職講座」を、幼児教育学科第一部1年・幼児教育学科第三部2年の後期、卒業年次生の前期に行っている。幼児教育学科第一部、幼児教育学科第三部における卒業延期者については、より一層の学習支援、就職支援の充実を図り、成果に結びつけることが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を編制し、専任教員と非常勤教員を配置している。専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の職位は審査教授会において適切に審査を行い、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員の研究活動については、規程を整備し、紀要の発行、個人研究室、研修日の確保等、環境を整備している。研究業績等はウェブサイトで公表している。研究倫理については規程を設け、オンデマンドによる研修が行われている。FD活動は、「短期大学部 FD推進部会」を設置し組織的な活動を行っている。

事務組織は、「学校法人聖徳学園事務組織規程」に基づき整備され、責任体制が明確である。SD活動は、「SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき研修会等を実施している。事務職員が自身の能力や適性を発揮できるように、人事考課評価表、自己申告書等により、業務の見直しや評価を行っている。また、事務職員は各委員会に事務局として参加するなど、学生の学習成果の獲得に向けて多方向からの視点でアプローチできるような教員や関係部署と連携している。

教職員の就業に関する諸規程については、「岐阜聖徳学園大学・短期大学部就業規則」等を整備し、グループウェアを活用して教職員に周知している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、運動場及び体育館を適切に整備している。また、視覚障がい者誘導用ブロックや障がい者用トイレを設置するなど、障がい者に配慮した環境を整備している。講義室等には、教育課程編成・実施の方針に従って授業を行うために必要な機器・備品を整備している。適切な面積の図書館を有しており、蔵書数及び座席数等は十分に確保されている。

施設設備は、諸規程を定め、適切に維持管理している。また、火災・地震対策については、学生及び教職員による防災訓練等を定期的に行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアウォールの設置等、必要な対策を講じている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための学習管理・支援システム及びコンピュータ設備等は、計画に基づいて整備されている。学生の学習支援のために必要な学内LANは全学的に整備されており、コンピュータ教室も設置されている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、中期計画に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の運営全般においてリーダーシップを発揮し職務を遂行している。理事長は、寄附行為に基づき理事会を招集し議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に理事会を運営している。

理事は、建学の精神を理解し、学園の基本的な考え方の中で、意思決定に参画している。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを有し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、併設大学の学長を

兼任し、短期大学と併設大学とを一体的に運営するため全学的重要事項を審議する評議会を招集し、議長として議事運営を行っている。学生に対する懲戒については、学生の懲戒処分に関する規程において手続きを定めている。

監事は、寄附行為に基づき学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会及び評議員会に出席して積極的に意見を述べ、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数に対して2倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員との諮問機関として運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育情報をウェブサイトで公表している。また、私立学校法に基づき、寄附行為において「情報の公表」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿等を公表・公開している。